

無料公衆無線LAN環境の整備促進を求める意見書

平成28年度の観光庁の調査によると、訪日外国人が旅行中に困ったこととして、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境が46.6%と最も高く、特に公共交通機関や観光地におけるWi-Fi環境の普及などの必要性が指摘されており、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた、無料で使用できるWi-Fi環境の整備は喫緊の課題となっている。

Wi-Fi環境について、国は、防災の観点からも、平成31年度までに約3万箇所の整備を目指しており、本市においても、平成29年1月末時点で520箇所を提供しているものの、利用エリアの一層の整備が望まれているところである。

また、公共交通機関、宿泊施設、観光地など人が多く集まる場所においては、民間事業者による設置を働きかけるなど連携した整備が求められている。

よって、国におかれては、地域の活性化や防災拠点における通信手段の確保のため、Wi-Fi環境の整備促進に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 鉄道、バス等の公共交通機関やホテル、旅館等の宿泊施設など民間施設に対するWi-Fi整備支援を一層拡充すること。
- 2 地域における魅力ある集客拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の利便性の向上や地域の活性化等を図ること。
- 3 避難所・避難場所に指定された学校等の防災拠点や、文化財、都市公園等の被災場所として想定され、災害対応の強化が望まれる公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

## 意見書案第 2 号

### 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

平成 8 年の水道法改正により創設された指定給水装置工事事業者制度は、全国一律の指定基準で運用されてきたが、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の数が大幅に増えたことから、水道事業者による指定工事事業者の事業実態の把握や技術指導が困難となっただけでなく、所在不明や違反行為等の多くの問題が生じている。

現行制度は更新規定がないため、事業の廃止や休止等の把握が難しく、また、指定工事事業者が、複数の水道事業者から指定を受けている場合には、水道事業者による指導・監督等が困難な状況になっている。

一方、業界に与える負担や実態とのかい離の防止を目的に、建設業や電気工事業では、指定に一定の有効期間を定めている。

よって、国におかれては、指定工事事業者の資質を向上させるため、建設業等と同様に、指定給水装置工事事業者制度においても、指定に一定の有効期間を設けた更新制を導入されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

宛て

水素ステーションの整備の促進を求める意見書

水素は、製造原料の代替性が高く、再生可能エネルギーを含む多様な資源から製造することができることから、将来的にエネルギー自給率の向上につながる可能性があり、また、利用段階では二酸化炭素を排出しないため、環境負荷の低減にも大きく貢献し得る次世代エネルギーとして期待されている。

我が国においては、昨年 3 月に水素・燃料電池戦略ロードマップを改訂し、水素社会の実現に向けて新たな目標や具体的な取組を示したが、その中で、平成 37 年までに、燃料電池自動車の普及台数目標を約 20 万台、水素ステーションの整備目標を約 320 箇所とした。

しかしながら、平成 27 年度末現在、川崎市内において移動式水素ステーションが 1 台稼働しているものの、水素ステーションの設置は全国で約 80 箇所にとどまっており、目標達成のためには、水素を取り扱う際の高い安全性の確保や、運営コストの低減を図るための事業者による一層の技術開発等の努力に加え、国においても更なる規制の見直しが求められている。

よって、国におかれては、水素ステーションの整備を促進するために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 水素ステーションにおいて、一般の運転手が自ら水素充填を行えるよう、ハード及びソフトの基準整備を行うこと。
- 2 材料費削減のため、海外での使用実績を考慮して、水素ステーションにおける使用可能鋼材を拡大すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣 経済産業大臣  
規制改革担当大臣

意見書案第4号

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の廃止を求める意見書案  
の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成29年3月10日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石田和子
	〃	佐野仁昭
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	宗田裕之
	〃	片柳進

## 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の廃止を求める意見書

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、いわゆるカジノ解禁法は、昨年12月、十分な国会審議を経ることなく成立した。

この法律は、カジノ施設のほか、会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設などが一体となった特定複合観光施設を設置できるよう、制度整備を促すもので、刑法で禁止されている賭博罪の例外として、カジノ施設の設置が解禁されようとしている。

厚生労働省が平成26年に公表した調査で、ギャンブル依存症は536万人と推計され、また、警察庁が公表した犯罪統計によれば、昨年1年間のパチンコ依存及びギャンブル依存を犯行の動機とする犯罪は2,328件発生しており、カジノ施設が設置された場合、ギャンブル依存症となる者の増加が懸念されている。

また、多重債務、失業、自殺、犯罪の誘発等の社会的コストが増大することや、青少年の健全育成を阻害することも危惧されている。

よって、国におかれては、カジノ解禁法の成立に当たり、社会的影響や懸念される諸課題について、十分に議論を尽くしたとは言えず、国民的な理解が得られたものとは言い難いことから、カジノ解禁法を廃止されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

意見書案第5号

いわゆる共謀罪法案に関し慎重な対応を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成29年3月13日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者 川崎市議会議員 織田勝久

〃 山田益男

〃 岩隈千尋

〃 市古映美

〃 石田和子

〃 佐野仁昭

## いわゆる共謀罪法案に関し慎重な対応を求める意見書

政府は、かつて3度にわたり提出し、廃案となった共謀罪を創設する法案を一部修正した上で、今通常国会で新たな法律案として提出し、成立を目指す方針である。

政府が提出を予定する法案は、共謀罪ではなく、組織的犯罪集団に係る実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の罪（テロ等準備罪）を新設するとされている。

かつて廃案となった共謀罪を創設する法案への厳しい批判を踏まえ、今回の法案では対象を団体から組織的犯罪集団とし、犯罪遂行の計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われることを要件とするとしているが、こうした修正を加えたとしても、かつて批判された危険性が払拭されたとはいえない。

まず、組織的犯罪集団の定義が曖昧であり、その集団に該当するかどうかは捜査機関が判断することになるため、制限がかかっているとは言い切れず、また、準備行為の要件もその内容や範囲が具体的ではないため、どのような行為であっても、捜査機関が組織的犯罪集団と認める集団に関与する者の行為であれば、組織的犯罪集団の準備行為と判断される可能性がある。

さらに、過去に共謀罪法案の際にも議論された対象犯罪の越境性も、今回の法律案では対象犯罪の成立要件としないとされており、問題点が改善されているとは言い難い状態である。

よって、国におかれては、多くの国民が抱く不安が払拭されない中で、テロ等組織犯罪準備罪を創設する法案を国会に提出しないなど、いわゆる共謀罪法案の取扱いには慎重を期した対応をされるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

法務大臣

外務大臣